

平成 26 年（ワ）第 1133 号 福島原発ひろしま損害賠償請求事件

原告 原告番号 1 外 27 名

被告 国 外 1 名

準備書面 7

平成 28 年 6 月 23 日

広島地方裁判所民事第 3 部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小笠原 正 景

同 弁護士 佐藤 邦 男

同 弁護士 石森 雄一郎

はじめに

本準備書面においては、「一般防災」と「原子力防災」の安全基準の違いを示す。その上で、津波シミュレーションがいかなる要素に分別されるのかを明らかにし、日本において津波想定がどの様な段階を経て進展してきたのかを確認する。

そして、特に 2002（平成 14）年 2 月に策定・発表された土木学会の「津波評価技術」と同年 7 月に地震調査研究推進本部によって策定された「長期評価」の根本的な違いを確認する。とりわけ、津波シミュレーションにおいて重要な要素である「波源モデルの設定」については、土木学会の津波評価技術と比べ地震調査研究推進本部が策定した長期評

価が最新の知見であり、長期評価を波源モデルとして福島第一原発に襲来する可能性のある津波を試算すれば、原発敷地高であるO.P.+10mを超える津波が原発に襲来し得ることを容易に知りえたこと、また、被告東電は2007（平成19）年12月には長期評価を耐震バックチェックの際に考慮することを決めたものの、長期評価に基づいた津波シミュレーションの結果、①福島第一原発の敷地高を大幅に超える津波が襲来すること、②想定される津波を防止するための防潮堤はO.P.+10mの原発敷地高にさらにプラス10mの防潮堤を築くことが必要になることが判明したため、一度は耐震バックチェックをする際に考慮するとしていた長期評価を、東電において、津波想定の基礎資料から除外して考慮しないこととしたことを明らかにする。

その上で、本準備書面は被告国及び被告東電が、福島第一原発の敷地高を超える津波の襲来について、具体的に予見可能であったことを基礎づける事情について確認するものである。

第1 一般防災と原子力防災の安全基準の違い

1 原子炉の安全確保に関する各主体の責務と権限

災害対策基本法2条1号は、「災害」の意義について「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」と定義し、「防災」の意義については、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう」としている。同法1条は、その目的として、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し」て、基本的な事項を規定している。以下、災害対策基本法の目的である「国土並びに国

民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災」一般を、本書面においては、特に「一般防災」という。

これに対して、地震・津波等の災害（外部事象）との関係においても原子炉の安全が確保されるべきことは当然である。以下、「地震・津波等の災害（外部事象）から原子炉の安全性を保護する防災」を、「一般防災」と対比して、「原子炉施設の防災対策」又は単に「原子力防災」という。

原子力防災に関与する主体としては、原子力発電所を設置・運転する電力会社とともに、関係法令の趣旨・目的に沿って、それぞれの立場から原子炉の安全確保に関する責務を負担する複数の国の機関がある。

そこで、原子炉の津波防護に関する事実経過の整理に際しては、どのような機関、組織が、どのような法令に基づいて、どのように関与しているかを明確にする必要がある。

以下、その概略を整理する。

(1) 原子力防災について責務を負う被告国機関

ア 原子力安全に関する規制権限者としての経済産業大臣（原子力安全・保安院）

経済産業大臣（原子力安全・保安院）は、原子炉等規制法第1条の「原子炉による災害を防止」し「公共の安全を図る」という目的、及び、電気事業法第1条の「公共の安全を確保」するという目的のもと、これらの法により原子炉の安全の確保に関する各種具体的規制権限を委ねられている。したがって、経済産業大臣（原子力安全・保安院）の規制権限は、原子力防災との関係において、適時、かつ適切に行使されるべきものである。

イ 原子力安全委員会

原子力委員会設置法 13 条 1 項は、原子力安全委員会の所掌事務として、「原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること」（同項 1 号）、「核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること」（同項 2 号）等について、「企画し、審議し、及び決定する」と規定している。

被告国による、原子力に対する安全規制は、直接的には経済産業大臣等の行政機関によって行われるが、原子力安全委員会は、これらから独立した中立的な立場で、原子力安全に関する基本的な考え方を提示するとともに、各種の安全指針類の整備を行い、また、原子炉の設置許可などに関する安全審査を行ってきたところである。

（2）一般防災について責務を負う被告国の機関

ア 災害対策基本法に基づいて一般防災について責務を負う内閣府等

災害対策基本法 3 条は、「国は、…国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する」として、一般防災についての被告国の責務を明らかにし、内閣府に中央防災会議を置くこととしている。中央防災会議は防災基本計画を作成し、その実施を推進するとともに（同法 11 条 2 項 1 号）、地域防災計画を作成する地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議）等（同法 14 条、16 条）に対して、必要な勧告をするとができるとされている（同法 13 条第 2 項）。

イ 地震等の調査研究の推進と施策の立案を目的とする地震調査研究推進本部

1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づいて地震調査研究推進本部が設置された（以下、通称である「推本」とすることがある）。推本の目的は、「地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること」等とされており（同法7条2項1号）、その下に、専門的な知見を踏まえて「地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと」（同項4号）を目的とする「地震調査委員会」が設置されている（同法10条）。地震調査委員会は、専門的知見を踏まえた検討を行う「長期評価部会」等における検討結果に基づいて各種の「長期評価」等の公表を行っている。

推本は、地震学の最新の知見を踏まえて、想定すべき地震についての指針を明らかにする責務を負う立場にあり、その活動はあくまで一般防災を前提として地震等の調査研究を行うものであるが、その成果は、原子力防災に関して責務を負う国の他の機関においても尊重されるべきである。

（3）原子炉の安全確保に重い責任を負う原子力事業者

ア 規制対象者としての原子力事業者（及びその集合体としての電気事業連合会）

原子力発電所を設置・運転する原子力事業者は、原子炉等規制法、電気事業法等に基づく安全規制に関しては、法規制の対象となる被規制者であり、規制を遵守すべきことは当然である。

いったん事故を引き起こした場合には、想像を絶する深刻な被害をもたらす原子炉を設置・運転するものとして、被告東電など

の原子力事業者は、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため、原子力発電所の安全確保に関して、被告国（原子力安全・保安院等）とともに、重い責任を負うものである。

イ 被規制者の電力会社から委託を受けた土木学会・津波評価部会
土木学会は、一般社団法人である民間の学会に留まり、原子力の安全規制については、何ら法令上の根拠も持たず、また何らの権限も有しない。

そして、土木学会・津波評価部会は、原子炉等規制法等の被規制者である電力会社から委託を受けて検討結果をまとめたものに過ぎない。

2 原子力防災と一般防災とで求められる安全性の水準が異なること

災害対策基本法、地震防災対策特別措置法などの防災法制は、対象領域としてはわが国の全国土を前提とし、また、防災施策により保護されるべき対象についても通常の一般的な市民活動・経済活動等を対象として、自然災害等に基づく災害の未然防止、被害拡大の防止、復旧等について定めるものである（一般防災）。これらの防災法制においては、特に、原子炉施設を念頭において、特別の法制度を設けてはいない。

また、一般防災に関する防災施策の実行に際しては、それが、広域的・一般的な市民活動を前提として防災施策を行うものであることから、その施策の内容の検討に際して、財政的・時間的な制約を考慮する必要があることは否定できない。

これに対して、原子炉は、国や電気事業者が高度のリスクがあることを承知した上で設置・運転する人為の施設であり、（自然現象等に伴って）原子炉において深刻な事故（災害）が発生した場合には、想像を絶する被害をもたらすという極限的な危険を有する施設であるこ

とから、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするために、極めて高度な安全性が確保される必要がある（伊方原発最高裁判決）。

よって、原子力防災に関する施策を検討する場合には、一般防災とは異なり、財政的・時間的な制約によって安全対策を先送りにすることは許されない。

以下の検討においても、各種の指針や知見が「一般防災」を目的としていたものであるのか、それとも「原子力防災」を目的としているものであったのかについては、明確に区別して評価する必要がある。

なお、この点に関しては、国会事故調査報告書も、「高度なリスク対策が求められる原発における津波想定と、一般市民レベルの津波想定を定める中央防災会議の決定とでは、要求される水準がそもそも異なる。」（甲 A 1 号証 47 頁）としている。

この理は、原子力事業に限らない電気事業一般を規制する電気事業法の解釈・運用においても異なることはなく、規制対象となる発電所が原子力発電所である場合、その他の発電所と比べて要求される安全基準が厳格になることをも意味する。

3 地震・津波等に関する最新の知見に即応すべきこと

一般防災を前提とした災害対策基本法においても、防災基本計画や地域防災計画については、「災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果」等を踏まえて、「毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされている（同法 34 条 1 項）。

これと対比してみても、原子炉施設についてはより高度な安全性が求められることからして、経済産業大臣が原子炉の安全確保の規制権限を行使するに際しては、不斷に進歩、発展している科学技術の成果

を、遅滞なく安全規制に取り入れ、最新の科学技術水準への即応性を確保することが求められる（伊方原発最高裁判決）。

すなわち、原子炉の安全確保の観点からは、特定の時期（例えば設置許可の時点）における知見の到達点に留まることは許されないのであって、その後に知見が進展した場合には、その成果を遅滞なく被告国による安全規制に取り入れ、それにより、原子力事業者によって所要の対策が講じられるべきことが求められるものである。

こうした観点からすれば、後述するとおり、津波の予見可能性については、①2002（平成14）年2月に土木学会より「津波評価技術」が公表されて最新の津波シミュレーションの推計手法が取りまとめられ、かつ、②その5カ月後の同年7月に地震調査推進本部より「長期評価」が公表されて地震学の知見に基づいて想定し得る地震についての取りまとめがなされた時点が、地震・津波の想定に関する注目すべき画期（エポック）と位置づけられる。

4 小括

以上より、原子力防災を考えるにあたり、その安全基準が一般防災と比べて相当厳格になることは明らかである。

そして、一般防災を前提とした災害対策基本法の防災基本計画等においてでさえ、毎年検討を加え修正を求められるのである。一度起きたしまえば極めて多数の人命や広範な国土すら失われる原子力災害に関する原子力防災については、津波想定も含め最高水準の知見を遅滞なく安全規制に取り入れ、最新の科学技術水準への即応を確保しなければならない。

第2 津波シミュレーションにおける波源モデルの重要性

1 津波シミュレーションの2つの要素と波源モデル

津波シミュレーションには「津波の発生を想定し、その際の沿岸部での津波高や到達時刻を求める」という目的がある。

津波シミュレーションの手順は大別すると、①海底地殻変動計算と②津波伝播計算の2つの要素に分けられる。

「海底地殻変動計算」においては、一般的には海底の地殻変動が瞬間に生じると仮定し、また、津波初期波形は海底の地殻変動と等しいとみなして、「波源モデル」が設定される。

そして、特定の発電所における津波評価のように、評価地点が定まっている場合の津波評価においては、地震の規模、震源域の水深、震源と評価地点との位置関係の要素を直接左右するのは「波源モデル」である。

よって、想定する津波の規模を決定する最大の要素は、当該津波の「波源モデル」である。

2 波源モデルも最新の知見に基づくべきである

地震・津波等に関する最新の知見に即応するためには、津波シミュレーションに関する最新の知見を取り入れなければならない。

この場合、津波シミュレーションが、①海底地殻変動計算と②津波伝播計算の2段階によって構成されていること、とりわけ海底地殻変動計算（波源モデルの設定）が、計算結果に大きな影響を持つことからすれば、津波シミュレーションを実施する際には、第1に、津波シミュレーションの手法に関する最新の知見に基づいて推計を行い、さらに、第2に、海底地殻変動計算（波源モデルの設定）に関しても、地震学に関する最新の知見を踏まえることが必要である。

この点、1997（平成9）年の「津波災害予測マニュアル」や、2002（平成14）年の土木学会・津波評価技術が、その当時において、津波シミュレーションの推計手法としては最新の「手法」を体

系化（つまり津波伝播計算の体系化）したものであったとしても、そこでの計算の基礎とされる「波源モデルの設定」に関して、地震学に基づく最新の知見の取り入れを怠ったとすれば、その推計は、結果として最新の知見に基づくものとは評価できないことに留意すべきである。

3 小括

以上より、津波シミュレーションにおいては、①海底地殻変動計算と②津波伝播計算の要素があり、①海底地殻計算において設定される「波源モデル」によって、想定最大津波が大きく異なるため、津波シミュレーションにおいては「波源モデル」の設定こそが最重要視される要素であることが確認された。

第3 2001年までの津波想定技術

1 地域防災計画の策定による防災行政の推進と7省庁手引き

（1）中央及び地域防災計画の策定と不断の見直し

災害対策基本法は、防災に関する被告国の大なる責務を踏まえ、防災行政の総合的かつ計画的な推進のための重要な手段として、被告国（中央防災会議）において、防災基本計画を作成することを求めており、前述のとおり「災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果」等を踏まえて、「毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」としている（同法34条1項）。

また、同法は、都道府県及び市町村に対しても、防災基本計画に基づいて、都道府県、又は市町村レベルにおける地域防災計画を作成することが求めており、国と同様に、災害及びその防止に関する最新の科学的な研究の成果を、適時に取り入れる必要があることから、これ

を毎年検討し、必要な修正を行わなければならないとしている（同法40条、41条）。現に、地域防災計画が各地方自治体によって作成され、毎年、検討され、必要な修正が加えられてきた。

（2）「7省庁手引き」等が推計手法と波源設定の最新の知見をまとめたこと

被告国（国土庁など7省庁）は、1997（平成9）年3月に「地域防災計画における津波対策強化の手引き」（以下、「7省庁手引き」という。甲B1号証の1）を作成し、翌年3月には、これが公表されるに至った。

この「7省庁手引き」は、都道府県及び市町村においても、それぞれの地域防災計画において津波防災対策を組み込む必要性があることを踏まえ、各地の地域防災計画において津波対策を強化する際の指針を示すことを目的とした「手引き」である。

以下、7省庁手引き、及び、同別冊「津波災害予測マニュアル」（甲B1号証の2）、並びに、その関連文書である「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（以下、「4省庁報告書」という。甲B2号証の1、甲B2号証の2）の概要を整理し、①7省庁手引き別冊「津波災害予測マニュアル」が、当時の最新の知見を踏まえて津波シミュレーションの手法を整理したものであること、また、②「7省庁手引き」及び「4省庁報告書」が、津波シミュレーションの実施に際して極めて重要な意味を持つ「波源モデルの設定」について、「既往最大の地震・津波」の考え方を留まらず、当時の地震学の最新の知見を踏まえ「想定し得る最大規模の地震・津波」をも想定すべきであるという考え方を提示していることを明らかにする。

2 1998年「地域防災計画における津波対策強化の手引き」

1993（平成5）年に北海道南西沖地震が発生し、奥尻島を中心

として200名を超える津波による犠牲者を出すに至った。こうした厳しい経験を踏まえ、被告国（国土庁など7省庁）は、「地域防災計画における津波対策強化の手引き」の作成に着手し、1997（平成9）年3月には、これを確定・公表するに至った。

「7省庁手引き」では、「津波という災害の特殊性を十分踏まえ、総合的な観点から津波防災対策を検討し、津波防災対策の一層の充実を図ることが必要不可欠となっている」という認識の下、「防災に携わる行政機関が、沿岸地域を対象として地域防災計画における津波対策の強化を図るため、津波防災対策の基本的な考え方、津波に係る防災計画の基本方針並びに策定手順等についてとりまとめた」としている。

（甲B1号証の1の5枚目（書証の印字は3頁）「序章 地域防災計画における津波対策強化の手引きの位置付け」参照）。

このように「7省庁手引き」は、都道府県及び市町村においても、それぞれの地域防災計画において津波防災対策を組み込む必要性があることを踏まえ、各地の地域防災計画において津波対策を強化する際の指針を示したものといえる。

3 1997年「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」

被告国（建設省など4省庁）は、上記の「7省庁手引き」の策定と合わせて、1997（平成9）年3月に、「4省庁報告書」（甲第2号証の1、甲第2号証の2）を作成している。

この4省庁報告書の目的は、「総合的な津波防災対策計画を進めるための手法を検討することを目的として、推進を図るために、太平洋沿岸部を対象として、過去に発生した地震・津波の規模及び被害状況を踏まえ、想定し得る最大規模の地震を検討し、それにより発生する津波について、概略的な精度であるが津波数値解析を行い津波高の傾向や海岸保全施設との関係について概略的な把握を行った」（甲B2号証の

1の2頁、傍点は引用者による。) ものである。

また、4省庁報告書の本編の第5項(甲B2号証の1の220枚目(書証の印字は215頁)以下)においては、「7省庁手引き」の全文が添付・引用されていることからも明らかのように、この調査報告書による津波高さの推計は、「7省庁手引き」の作成と一体的に取り組まれたものである。そして、この報告書において広域的な地域を対象として津波数値解析が行われた目的は、今後、「7省庁手引き」に従って、各地方公共団体において、津波浸水予測手法による津波高さの推計結果を、それぞれの地域における地域防災計画に的確に取り入れることに向けて、まずは、広域的な地域を対象として「概略的な精度による把握」を行ったものである。

こうした目的による推計であることから、同報告書による津波推計に際しては、沿岸部まで一律に600メートル格子の計算方法が採用され、かつ、陸上への週上計算はなされておらず、あくまで沿岸部に到達する津波高さの推計がなされているものである。ただし、同報告書自身によっても、「汀線付近の(詳細な)津波の挙動を把握するためには(詳細な計算格子と週上計算を組み込んだ)従来モデルを使用する必要がある」(括弧内は引用者)とはされているものの、他方で、「広域を対象とした津波の傾向を推定するための手段としては高速演算モデル」による推計が適当であるとされていることに留意が必要である(甲B2号証の1の181枚目(書証の印字は176頁)以下)。

その意味で、同報告書における津波高の推計結果は、個々の特定地点を対象とする詳細な推計とはなっていないものの、市町村レベルの広がりを持つ地域を前提として、その市町村において想定される津波高を概略的に把握するという範囲においては、有益な情報を提供するものである。

4 1997年「津波災害予測マニュアル」

「7省庁手引き」の策定に合わせて、その「別冊」としての「津波災害予測マニュアル」(甲B1号証の2)が作成された。

(1) 「津波災害予測マニュアル」の目的

「津波災害予測マニュアル」の目的は、地域防災計画の策定に責任を負う「地方公共団体が個々の海岸におけるきめ細かな津波災害対策を行うには、海岸ごとに津波の浸水予測値を算出した津波浸水予測図等を作成すること」(甲B1号証の2の2頁「まえがき」)が有益であるとして、そのための技術的な知見を整理することにある。

すなわち、「津波浸水予測図は、県域の津波予報が発表されたとき、各市町村における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合はどの程度浸水するかの浸水予測区域を表示したものであり、津波防災対策に役立てようとするものである」。

そして、「沿岸の各市町村は、あらかじめ作成しておいた津波浸水予測図から、発表された津波の高さに対応する予測図によって浸水区域が予想されれば、避難勧告・指示等の津波応急対策を実施することができる」とされるものである(以上、全体として、甲B1号証の2の52枚目(書証の印字は49頁)「津波浸水予測図とは」参照。)。

このように、「津波災害予測マニュアル」は、「7省庁手引き」と一体となり、市町村単位の津波浸水予測図の作成を通じて、各自治体による地域防災計画に津波防災対策を的確に取り入れることを目的とするものである。

(2) 「津波災害予測マニュアル」の構成

このような目的の下、「津波災害予測マニュアル」では、第1章「津波」において地震学の成果を踏まえた津波に関する一般的な知見が整理され、第2章「津波による被害」においてわが国の過去の津波被害

の実例が整理され、第3章「津波予測の発表」において気象庁が行う津波予報やこれから導入されようとしていた量的津波予報などについての説明がなされている。

さらに、第4章「津波浸水予測図の作成」においては、津波浸水予測図の一般的な説明、津波浸水予測計算の手法の説明、及び、田辺湾と八戸を対象として実施した予測計算の実施例などが紹介されている。

(3) 津波シミュレーションの具体的な方法

「津波災害予測マニュアル」においては、津波浸水予測計算（津波シミュレーション）の具体的な内容については、「①地殻変動に伴う津波の発生 ②外洋から沿岸への伝播 ③陸上への浸水、遡上の3過程に分けて考えることができる」とされている（甲B1号証の2の53枚目（書証の印字は50頁））。

そして、同マニュアルにおいては、「推計結果の良否は初期に与えた海面変動すなわち波源モデルの表現と遡上域でのエネルギー損失の表現の適否に大きく依存する」とされているとおり（甲B1号証の2の53枚目（書証の印字は50頁）、傍点は引用者。）、全体としての津波浸水予測計算の精度を決定づける要素としては、「波源モデルの設定」が極めて重要であるとしている。

(4) 「津波災害予測マニュアル」が最新の知見を踏まえて策定されたこと

同「マニュアル」作成の事務方を担った国土庁の担当者は、「津波浸水予測図の作成とその活用」において、「国土庁では、気象庁・消防庁と共に、近年の津波に関する研究成果やコンピューターに関する技術の進歩を踏まえ、地震断層モデルと津波の挙動のシミュレーション技術を活用した津波浸水予測図作成方法を『津波災害予測マニュアル』として取りまとめた」と紹介しているとおり（甲B3の2頁）、この「津

「波災害予測マニュアル」がまとめている津波浸水予測計算の手法自体は、当時の地震学や津波シミュレーションの最新の知見を踏まえた内容となっている。

5 7省庁手引き等が示した津波波源の想定の在り方

(1) 「手引き」が想定し得る最大規模の地震・津波を考慮すべきとしたこと

ア 従来は歴史記録に残った「既往最大の津波」のみが考慮されてきたこと

「津波災害予測マニュアル」も指摘するように、津波浸水予測計算のためには、推計の出発点となる、海域における断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要である。

この点に関して、わが国の原子力発電所の設置の黎明期に採用された考え方とは、「既往最大の津波」を参考にするというものであり、現に福島第一原発においても、その建設の直前に観測されていた遠地津波であるチリ沖津波を参考に、想定津波はO.P.+3.1メートルとされ、それを踏まえて、海水ポンプ等の設置された地盤はO.P.+4メートルに設定され、かつ主要建屋敷地は、元は約35メートルの高さがあったところ、わざわざ掘り下げてO.P.+10メートルに設定されたところである。

イ 「7省庁手引き」が既往最大津波に留まらず「想定し得る最大地震・津波」の考えを導入した

しかし、その後、地震学の知見は大きく進展し、7省庁手引き（甲B1号証の1）においては、一般防災を前提としつつも、旧来の「既往最大」という考え方では不十分であることが自覚されるに至り、「対象津波の設定」について、地震学の進展を踏まえ「想定し得る最大規模の地震・津波」をも想定すべきであるという考

え方が採用されるに至っている（傍点は引用者。）。

この点は、本件の争点との関係において極めて重要な点であるので、以下、「7省庁手引き」の解説中、わが国の津波防災対策の基本に据えられるに至った考え方を引用し紹介する。

「 従来から、対象沿岸地域における対象津波として、津波情報を比較的精度良く、しかも数多く入手し得る時代以降の津波の中から、既往最大の津波を採用することが多かった。」

近年、地震地体構造論、既往地震断層モデルの相似則等の理論的考察が進歩し、対象沿岸地域で発生しうる最大規模の海底地震を想定することも行われるようになった。これに加え、地震観測技術の進歩に伴い、空白域の存在が明らかになるなど、将来起こりうる地震や津波を過去の例に縛られることなく想定することも可能となってきており、こうした方法を取り上げた検討を行っている地方公共団体も出てきている。

「 本手引きでは、このような点について十分考慮し、信頼できる資料の数多く得られる既往最大津波とともに、現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波をも取り上げ、両者を比較した上で常に安全側になるよう、沿岸津波水位のより大きい方を対象津波として設定するものとする。」

（甲B1号証の1の33枚目（書証の印字は30頁）、傍点は引用者。）

このように、「7省庁手引き」が、（一般防災を前提とした）地域防災計画における津波防災対策の検討に向けて、地震・津波の想定を、従来の「既往最大」に限定された地震・津波想定から、「現在の知見に基づいて想定し得る最大地震」をも想定に取り入れるという考え方へ発展させた根拠は、「7省庁手引き」が作成された

1997（平成9）年当時までの地震学の進歩の成果を、津波防災計画に反映させるという当然の要請に従つたものであるといえる。

ウ 津波地震への特別の配慮の必要性の指摘

「7省庁手引き」は、津波についての防災対策の強化という観点から、特に「津波地震」への配慮を求めている。

すなわち、津波防災対策に際して「留意すべき事は、最大地震が必ずしも最大津波に対応するとは限らないことである。地震が小さくとも津波の大きい『津波地震』があり得ることに配慮しながら、地震の規模、震源の深さとその位置、発生する津波の志向性等を総合的に評価した上で、対象津波の設定を行わなければならない」（甲B1号証の1の33枚目（書証の印字は30頁））としている。

この指摘も、1997（平成9）年当時までの、地震学の「津波地震」に関する知見の進歩の成果を、地域防災計画に反映させるという当然の要請に沿うものである。

（2）4省庁報告書が太平洋沿岸を網羅して波源想定していること

「7省庁手引き」の作成と同時に進められた太平洋沿岸を対象とした津波想定に関する調査報告である「4省庁報告書」（甲B2号証の1、甲B2号証の2）においては、当然のことながら、「7省庁手引き」の示した対象津波の考え方へ沿った波源モデルの設定がなされた。

すなわち、同報告書の「はじめに」によれば、「太平洋沿岸部を対象として、過去に発生した地震・津波の規模及び被害状況を踏まえ、想定し得る最大規模の地震を検討し」ととされている（甲B2号証の1の2頁、傍点は引用者。）。

具体的な想定地震の設定に当たっては、「想定し得る最大規模の地震を検討」するという考え方へ沿って、①地震の規模については「歴史

地震も含め既往最大級の地震規模を用いる」とされ、②想定地震の地域区分については、「地震地体構造論の知見に基づき」設定するとされ、かつ、③地震の発生位置については、「既往地震を含めて太平洋沿岸を網羅するように設定する」(甲B2号証の1の15枚目(書証の印字は9頁))ものとしている(傍点は引用者。)。

こうした考え方に基づいて、具体的には、4省庁報告書は、震地体構造論(甲B2号証の1の16枚目(書証の印字は10頁))を踏まえつつ、各地体構造区別の最大規模の地震を参照し、その結果として、福島県沖・茨城県沖を含むG3領域においては1677年延宝房総沖地震(常陸沖地震)を想定することとした(甲B2号証1の16頁枚目(書証の印字は10頁))。

そして、進展した地震学の知見を踏まえて「想定し得る最大規模の地震」を検討するという観点から、G3領域においては最大規模の地震は同領域内の太平洋沿岸を網羅すべきであるという方針に沿って、日本海溝沿いを網羅するように、房総沖、茨城沖、福島沖、宮城沖と4パターンを想定するものとされている(甲B2号証の1の172枚目(書証の印字は162頁))。

(3) まとめ

このように「7省庁手引き」及び「4省庁報告書」における地震・津波想定の考え方は、1997(平成9)年当時までの地震学の知見の進歩の成果を、(一般防災を前提とした)地域防災計画に反映させるという要請に沿うものであり、「最新の知見に基づいて想定し得る最大規模の地震・津波」に対する対応を求めるという考え方を採用した。

これは、歴史的資料が極めて限定される「既往最大」の考え方から、より安全基準を引き上げた「想定最大」へのドラスティックな変更である。

なお、こうした「想定し得る最大規模の地震・津波」に対する対応は、繰り返し指摘したように、7省庁手引き等が災害対策基本法に基づく防災計画のために、一般防災の観点から、想定すべき地震・津波についての考え方を確立したものであり、より高度な安全性が求められる原子力防災においても、「想定し得る最大規模の地震・津波」に対する対応が求められるに至ったことは当然と言わなければならない。

6 小括

以上より、後述する土木学会の津波評価技術や推本の長期評価技術の策定・発表前から、国が地震・津波の想定における波源モデルの設定を「既往最大」から「想定最大」に変更していたことは明らかである。

第4 土木学会「津波評価技術」の波源モデル設定の不十分

土木学会では、2002（平成14年）2月までに「津波評価技術」を策定・公表した（甲B4の1乃至甲B4の4）。

被告東電は、同年3月に津波評価技術に基づく津波評価を実施し、福島第一原発では津波想定をO.P.+5.7mに引き上げた。

そして、被告国も被告東電も、この土木学会が策定した津波評価技術こそが、東日本大震災における福島第一原発事故発生まで存在した「波源の設定も含めた、津波対策の唯一の基準」としたことが、同事故発生の直接的な原因となっている。

しかし、土木学会が策定した津波評価技術は、津波シミュレーションの要素のうち「津波伝播計算」については非常に優れていたものの、「海底地殻変動計算」（波源モデルの設定）については、最新の知見を反映したものではなかった。遅くとも推本の長期評価が発表された2002（平成14）年7月以降、土木学会の津波評価技術のみでは

津波シミュレーションを十分に行うことはできなかった。

以下、詳述する。

1 津波評価技術の策定過程でも「波源モデルの設定」については議論がなされていない

土木学会の津波評価技術の策定の目的はあくまで「津波評価に際する計算の誤差、バラツキの取り扱い」つまり津波伝播計算の確立であった。

そして、津波評価技術を策定した土木学会の津波評価部会においても「特定の地域で将来的にどのような地震が発生する可能性があるか」という波源モデルの設定に関する議論はなされていない。

2 津波評価技術の構成と内容

津波評価技術は大別して「本編」（甲B4号証の2）と「付属編」（甲B4号証の3）に分けられる。そして、津波評価技術の内容を「本編」と「付属編」に区別して確認すると、「本編」の第2章「評価対象とする津波の発生源及び津波現象」の項は1頁にとどまる。しかもその内容は、要するに、火山噴火などを原因とする津波は評価対象から除外し「原則として断層運動が直接の原因で生じる津波による水位変化を評価の対象とする」との検討しかおこなわれていないものである（甲B4号証の2の6枚目（書証の印字は1-2））。

これに対して、「付属編」においては、「第1章 津波波源に関する検討」として100頁以上にわたって津波波源の検討を行っており、その中では、本件に直接に関わる日本海溝沿いの地震・津波についても、「1. 2 津波波源の地域別特徴」（甲B4号証の3の29枚目乃至35枚目（書証の印字は2-24乃至2-30）において過去の津波について詳細な整理がなされている。

しかし、この「付属編」に記載されている波源の検討は、あくまで

「参考資料」に過ぎない。付属編がどの様な経緯で作成されたかの詳細は不明であるが、少なくとも土木学会の津波評価部会では付属編に記載されている「波源の設定」に関する検討はしていない。

3 津波評価技術の「付属編」における波源モデル

既にみたように、7省庁手引き等においては、津波の想定については、「既往最大の津波」に留まらず、「近年の地震観測研究結果等により津波を伴う地震の発生の可能性が指摘されているような沿岸地域については、別途現在の知見により想定し得る最大規模の地震津波を検討し、既往最大津波との比較検討を行った上で、常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波と設定するものとする」（4省庁報告書・甲B2号証の1の244枚目（書証の印字は238頁））として、「想定し得る最大規模の地震・津波」を考慮に入れるべきことを求めている。

しかし、津波評価技術の付属編で想定している地震・津波は「既往最大」のものに過ぎない。

これは、7省庁手引き等における想定すべき地震・津波の考えが後退しているとの評価のみにとどまらない。

福島県沖では歴史上の地震・津波について得られるデータが（歴史地震の知見を考慮したとしても）400年程度に留まる以上、既往最大の地震・津波を想定したのみでは、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするために、極めて高度な安全性確保の必要がある原子力防災の観点からは不十分であることは明らかである。

4 津波評価部会策定の基準には公正性がないこと

なお、津波評価技術の内容の不合理性とは直接関連はしないが、津波評価技術を策定した土木学会・津波評価部会が策定した基準を用いて津波評価技術の公正性を主張できることを、以下、付随的に述べ

る。

(1) 部会構成メンバーが公正に選抜されていないこと

津波評価技術の策定にあたった当時の土木学会・津波評価部会の委員・幹事等の構成は、30人のうち、13名が原子力事業者（電力会社）、3名が電力中央研究所、1名が電力会社のグループ会社の所属であり、電力業界に偏っており、その構成自体において、法規制を受ける対象である企業の構成員が多数を占めている。

また、津波評価部会の事務局も原子力事業者が担っており、その公正に疑いが持たれかねないものである。

(2) 活動資金を全て原子力事業者が負担していたこと

津波評価部会の研究費の全額（1億8378万円）、津波推計手法の審議のために土木学会に委託した費用の全額（1350万円）は、被規制者である電力会社が負担しており、公平性に疑いが残るものである（国会事故調査報告書、乙A8号証の90頁。2012（平成24）年5月31日付の同調査委員会への被告東電からの回答文書による）。

(3) 策定手続きが公開されなかったこと

津波評価部会における津波評価技術の策定に向けての作業は、一般には全く公開されることはなかったのであり、その策定過程における公開性を欠くものである。当然ながら、適格性の要件とされる策定過程の公衆審査（パブリックコメント）も実施されていない。

(4) まとめ

以上より、津波評価技術を策定した土木学会津波評価部会の構成メンバーの過半数が電力業界の人間であり、かつ活動資金が全て原子力事業者の負担であったことからすれば、津波評価部会は被告東電との関係で第三者性はない。

また、第三者性が確保されていない津波評価部会が策定した津波評

価技術の公正性は、その策定手続が公開されていないことも相まって担保されていない。

よって、土木学会の津波評価技術についてはその策定過程が全て明らかにされ、かつ津波シミュレーションにおける過去400年分しか記録がない「既往最大」を基準とする地震・津波の合理性については、そもそも、被告らにおいて積極的に主張・立証がされないかぎり、安易にその合理性を認定すべきではない。

5 小括

以上より、土木学会の津波評価技術は、津波シミュレーションの要素のうち、「津波伝播計算」の側面では当時の最新の知見であった。

しかし、「海底地殻変動計算（波源モデルの設定）」の側面では、「想定最大」ではなく「既往最大」を大前提としており、かつ波源モデルの設定について土木学会津波評価部会のメンバーの間では議論がなされていない。

よって、土木学会の津波評価技術は、少なくとも津波シミュレーションにおいて重要な要素となる波源モデルの設定に関しては当時の最新の知見ではなかった。

また、そもそも土木学会津波評価部会そのものが、その構成メンバーも活動資金の出所も電力会社に強く依存しており、津波評価技術について安易に合理性を認定すべきではない

第5 「長期評価」による波源モデル設定

1 日本海溝沿いの海溝型地震についての「長期評価」の策定

地震調査研究推進本部・地震調査委員会は、宮城県沖地震及び南海トラフの地震に次いで、日本海溝沿いの海溝型地震に関する長期評価に着手し、2002（平成14）年7月31日に、「三陸沖から房総沖

にかけての地震活動の長期評価について」（いわゆる「長期評価」）を公表した。

「長期評価」は、単に、地震学者の一部あるいは一民間学会が地震学上の見解を表明したというものではない。「長期評価」は、地震調査研究推進本部という政府機関が、地震防災対策特別措置法という法令の目的及び趣旨を踏まえ、また、地震本部自身による「地震調査研究の推進について」という基本方針を踏まえて、「成果が部分的にでも明らかになった時点で、可能な範囲内で地震防災対策に活用していく」という方針に沿って発表されたものである。

また、「長期評価」の見解は、わが国を代表する地震・津波に関する専門家の集団的な調査・研究を踏まえてまとめられたものであり、その取りまとめに際しては、（一般防災を前提とし）地震防災対策の推進の基礎と位置づけられることを想定した上で、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を行ったものである。

このように「長期評価」は、地震防災対策特別措置法の立法目的に沿う貴重な成果と位置づけられるべきものであり、一般防災とともに、より高度な安全性が求められる原子力防災においても、十分に尊重されるべき指針である。

2 「長期評価」が示した津波地震の発生の想定

「長期評価」は、過去に大地震が多く発生していることが知られている日本海溝沿いの地域のうち、三陸沖から房総沖までの領域を対象とし、同領域における過去の地震についての調査研究に基づき、長期的な観点で地震発生の可能性、震源域の形態等を評価してとりまとめた。

そのうち、海溝寄りの「津波地震」の発生に関する長期評価は次のとおりである。

「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）

M 8 クラスのプレート間の大地震は、過去 400 年間に 3 回発生していることから、この領域全体では約 133 年に 1 回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。ポアソン過程により（発生確率等は表 4-2 に示す）、今後 30 年以内の発生確率は 20 % 程度、今後 50 年以内の発生確率は 30 % 程度と推定される。

また、特定の海域では、断層長（200 km 程度）と領域全体の長さ（800 km 程度）の比を考慮して 530 年に 1 回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。ポアソン過程により、今後 30 年以内の発生確率は 6 % 程度、今後 50 年以内の発生確率は 9 % 程度と推定される。」（甲 B 5 号証の 5 頁（書証の印字は 4 頁））。

「同様の地震は三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があると考えた。」（同 11 枚目（書証の印字は 10 頁））

「このタイプの地震（津波地震のこと、引用注）が特定の三陸沖にのみ発生する固有地震であるとは断定できない。そこで、同じ構造をもつプレート境界の海溝付近に、同様に発生する可能性があるとし、場所は特定できないとした。」（同 19 枚目（書証の印字は 18 頁））。

3 推計手法及び波源モデルの設定について最新の知見が挿ったこと

既に述べたように、津波シミュレーションが、①海底地殻変動計算と②津波伝播計算の 2 段階によって構成されていること、とりわけ海底地殻変動計算（波源モデルの設定）が、計算結果に大きな影響を持

つことからすれば、原子炉施設に対する津波の影響を把握するために津波シミュレーションを実施する際には、前提として、津波シミュレーションの手法に関する最新の知見に基づいて推計を行うことが必要であるが、同時に、海底地殻変動計算（波源モデルの設定）に関しても、地震学の最新の知見を踏まえることが必要である。

この点については、2002（平成14）年2月に公表された土木学会・津波評価技術が、津波シミュレーションの推計手法としては最新の手法を体系化したものであったとしても、そこで、計算の基礎とされる波源モデルの設定について、地震学に基づく最新の知見の取り入れを怠ったとすれば、その推計は、結果として最新の知見に基づくものとは評価できないものである。

よって、津波評価技術の公表の約5ヵ月後に、推本が、地震学の最新の知見を踏まえて「想定し得る最大規模の地震」についての長期的な評価（想定）を「長期評価」において明らかにした以上、同「長期評価」の示す知見を踏まえて波源モデルの設定を行って津波シミュレーションを実施することが求められる。

この点に関しては、津波評価技術自身においても、想定地震・津波の設定については、最新の地震学的知見を取り入れることを各所で求めているところである（例えば甲B4号証の2 書証の印字1-59頁～62頁の「基準断層モデルのパラメータ設定フロー」においては、いずれも「地震学的知見」を考慮すべきことが示されている。）。

4 「長期評価」の公表直後にこれを踏まえた津波推計が可能であったこと

そして、「長期評価」が公表された直後の時点において、「長期評価」の示す地震を前提として、津波評価技術の手法を用いて津波シミュレーションを行うことは、容易であった。

実際に、被告東電の土木調査グループは、2007（平成19）年11月頃、推本の長期評価の検討を開始し、2008（平成20）年3月には津波シミュレーションの結果である「福島原発南側敷地で○.P. + 15. 7 m」想定津波水位が判明している。

5 小括

以上より、推本が平成14年7月に公表した長期評価は、それ単体では津波シミュレーションを計算することはできないものの、津波想定で設定される波源モデルとしては「既往最大」にとどまらず「想定最大」を前提とする内容で最新の知見であった。

そして、長期評価を策定した推本は、一民間団体に過ぎない土木学会とは異なり、地震防災対策特別措置法に基づいて設置された国の機関であり、その策定主体からすれば土木学会の津波評価技術と比べ相対的に、波源モデルとしての信用性は高い。

第6 東電も長期評価に基づく波源モデルが重要だと考えたこと

1 はじめに

ここまで、遅くとも推本の長期評価が発表された2002（平成14）年7月31日の時点で、津波想定について長期評価を波源モデルとしたもので検討すべきであったことを述べた。

ここからは、①被告東電自身も、原発における津波想定において推本の長期評価を波源モデルとして設定すべきと考えていたこと、②一度考慮するとした長期評価に基づく津波試算では福島第一原発の津波対策にかける費用が高額になることから、被告東電が意図的に長期評価を無視したこと 등을述べる。

2 土木学会における波源モデルのアンケート実施

2002（平成14）年7月31日、推本は、福島第一原発の沖合

を含む日本海溝沿いでマグニチュード 8 クラスの津波地震が 30 年以内に 20 % 程度の確率で発生すると予測した長期評価を発表した。

これを受けて、2004（平成16）年5月、土木学会の津波評価部会は、津波ハザード解析研究の一環として、三陸沖から房総沖にかけての海溝よりの津波地震の発生に関する重みづけのアンケートを実施した。アンケートの対象者は地震学者5名である。

その結果、土木学会の津波評価技術が想定する既往津波に基づく地震発生予測を指示するものが0.4、推本の長期評価に基づく考えを指示するものが0.6との結果になった（甲A2号証の8頁）。

このアンケートの結果から、地震学者の間においても、既往津波にとらわれない確率論的立場からの予測である長期評価が、土木学会の津波評価技術と比べ波源モデルの設定においてより信用性があったことが分かる。

3 溢水勉強会によって福島第一原発の脆弱性が明確化したこと

スマトラ沖地震（2004（平成16）年）でインド・マドラス原発の非常用海水ポンプが運転不能となったことや、宮城県沖の地震（2005（平成17）年8月）において女川原発で基準を超える揺れが発生したことから、想定を超える事象も一定の確率で発生するとの問題意識を持ち、保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構は、2006（平成18）年1月に溢水勉強会を設置した。

2006（平成18）年5月11日の勉強会で、福島第一原発5号機の想定外津波について、被告東電が検討状況を報告した。

この報告では、①O. P. + 10m の津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失して炉心損傷に至る危険性があること、②O. P. + 14m の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失い、非常用ディーゼル発電機、外部交流電源、直流電源全てが使

えなくなつて全電源喪失に至る危険性があることが示された。

この時点で、同報告内容は被告東電と被告国（保安院）との間で共有された。

なお、溢水勉強会の結果を踏まえ、2006（平成18）年8月2日に第53階安全情報検討会において、保安院の担当者は「…海水ポンプへの影響では、ハザード確率＝炉心損傷確率」と発言している。

これは、津波の発生確率が炉心損傷の確率にほとんど等しいということであり、海水ポンプを止める津波がくれば、ほぼ100%炉心損傷に至ることを意味している（以上、乙A8号証の84頁から85頁）。

この様に溢水勉強会によって、被告東電、被告国において、O.P.+10m以上の津波が福島第一原発の敷地に到来した場合、炉心損傷というシビアアクシデントが発生することを、明確に認識するに至った。

4 耐震設計審査指針の改定に伴う極めて厳しい津波想定の設定

2006（平成18）年9月19日、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改訂した。

そこでは「地震隨伴事象に対する考慮」として、津波については「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によつても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分に考慮したうえで設計しなければならない」とされた。

上記指針の改定を受けて、保安院が電力事業者に対し、既設の原子力発電所について新指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告を求めること（いわゆる「耐震バックチェック」）を指示するとともに、耐震バックチェックに当たつての基本的な考え方となる耐震バックチェックルールを策定した。

バックチェックルールでは、津波評価につき、既往津波の発生状況のみならず最新の知見等を考慮して実施することとされた。

5 被告東電による長期評価に基づく津波試算の実施

被告東電では、それまでは津波評価術の考え方依拠し、推本の長期評価の取扱いは事実上無視をする対応をとっていたが、新指針の策定に伴う耐震バックチェックにあたっては、推本の長期評価の取扱いについて改めて問題とせざるを得なくなった。

被告東電では、耐震バックチェックを2009（平成21）年6月に終了させる予定でいたところ、2007（平成19）年11月頃、被告東電の土木調査グループにおいて、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討を開始した。以後、東電設計株式会社との間で津波水位の試算に関する打ち合わせがなされ、遅くとも同年12月には被告東電として「耐震バックチェックに長期評価を取り込む方針」で進められることとなつた（甲A2号証の10頁）。

被告東電は、東電設計株式会社と共に推本の長期評価を踏まえ、明治三陸沖波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定するなどして津波水位を試算したところ、2008（平成20）年3月18日、福島原発南側敷地でO.P.+15.7mとなる旨の結果を得られた（甲A2号証の11頁）。

6 耐震バックチェックに長期評価を考慮する旨の社内決定と想定問答集の記載修正

2008（平成20）年3月20日に実施された被告東電の地震対応打合せでは、耐震バックチェックの中間報告の提出に伴うプレス発表に関して作成された想定問答集が報告されたが、「津波評価」に関しては充実した記述が指示された。

そこで、同月 29 日実施された被告東電の地震対応打合せでは、耐震バックチェックの最終報告において推本の長期評価を考慮する旨が記載された修正済みの想定問答集が報告され、了承された（甲 A 2 号証の 11 頁）

7 推本の長期評価の取扱いに関する方針の変更

2008（平成 20）年 6 月 10 日、土木調査グループの担当者は、武藤栄副社長（当時）に対して、資料を示しながら、①推本の長期評価を用いた、明治三陸沖地震の津波の波源モデルを福島県沖に設定した場合の津波水位の最大値である敷地南部 O. P. + 15.7 m の試算結果を報告し、合わせて、②原子炉建屋等を津波から守るために敷地上に防潮堤を設置する場合には O. P. + 10 m の敷地上に約 10 m の防潮堤を設置する必要があること等を説明した。

武藤栄副社長（当時）は、その後いくつかの検討を指示したが、2008（平成 20）年 7 月 31 日には土木調査グループに対してこれまでの方針を変更し、耐震バックチェックにおいて推本の長期評価は取り入れず、土木学会の津波評価技術に基づいて実施するよう指示した。

この「バックチェックにおいて長期評価の考慮すること」の撤回により、耐震バックチェックの最終報告の予定であった 2009（平成 21）年 6 月の期限は延長されることとなった（甲 A 2 号証の 11 頁から 12 頁）。

8 小括

以上のとおり、被告東電も確率的手法による「想定最大」の波源設定をしている長期評価を耐震バックチェックにおいて考慮することを一度は内部的に決定している。

これは、過去 400 年分のデータしかないにもかかわらず既往最大

を根拠に津波を試算する土木学会の津波評価技術のみでの想定では、原発の安全性を担保できないことを被告東電も十分に認識していたことの表れである。

一方で、被告東電は2008（平成20）年7月31日に「耐震バックチェックに長期評価を考慮すること」を撤回している。これは、一般的に使用期限が稼働から40年程度とされる原発において、稼働から相当時間が経過し廃炉まで期限がない福島第一原発では原子炉を津波から守るための防潮堤建設することは経済的に不利益になることから、被告東電が躊躇したことが原因と推察される。

第7 次回期日以降に提出予定の準備書面について

本準備書面では、被告国及び被告東電において、福島第一原発の敷地高（O.P.+10m）を超える津波が襲来することが予見可能であったことを基礎づける事情について、時系列で主張した。そして、これらの事情は「津波シミュレーションの波源設定については、『歴史記録に残っている既往最大』にとどまらず、『想定し得る最大規模の地震』に基づいて行う」ことが前提となっている。

ただし、被告国及び被告東電は、「歴史記録に残っている既往最大」の津波によっても、福島第一原発の敷地高を超える津波が襲来することが予見可能であった。この点について、次回原告提出予定の準備書面にて詳述する。

以上